

産業技術短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 7 月 3 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 120 号

産業技術短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術短期大学校条例施行規則（平成 8 年岩手県規則第 71 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入学の出願) 第 7 条 短期大学校に入学を志望する者は、入学願書（様式第 1 号）に入学検定料及び校長が定める書類を添えて、校長に提出しなければならない。	(入学の出願) 第 7 条 短期大学校に入学を志望する者は、入学願書（ <u>産業技術専攻科以外の科を志望する者</u> にあつては様式第 1 号、 <u>産業技術専攻科を志望する者</u> にあつては様式第 1 号の 2）に入学検定料及び校長が定める書類を添えて、校長に提出しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。
様式第 1 号の 2（第 7 条関係）

年 月 日

岩手県立産業技術短期大学校長 様

氏 名
生年月日 年 月 日
男・女

入学願書

私は、貴校に入学したいので、関係書類を添えて願ひ出ます。

受験番号

志望する科	産業技術専攻科	
本籍（都道府県名）		
住 所	(郵便番号)	電話番号 ()
合格通知先	(郵便番号)	電話番号 ()
学 歴	職業能力開発短期大学校	短期大学校 科 年 月 日 卒業・卒業見込み
	高校	高等学校 科 年 月 日 卒業
	その他	年 月 日 卒業・卒業見込み
職 歴 (職務内容)	(現在)	年 月 日 ~ 年 月 日 ()
		年 月 日 ~ 年 月 日 ()
		年 月 日 ~ 年 月 日 ()
		年 月 日 ~ 年 月 日 ()

写真はり付け

- 1 出願前3月以内に上半身、脱帽、無背景で正面から撮影したもの
- 2 縦4センチメートル、横3センチメートルの長方形とし、裏面に氏名を記載すること

(A4)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。